

緊急事態宣言解除後の県議会における当面の対応について

令和 2 年 4 月 10 日策定

令和 2 年 5 月 15 日改正

令和 2 年 6 月 4 日改正

県議会では、これまで、新型コロナウイルス感染症に関し、特別委員会を設置するとともに、国に意見書を提出するなど、迅速かつ充実した審議に取り組んできた。また一方、審議過程における感染防止対策として、手指消毒剤の設置や必要に応じたマスクの着用、県の取組に沿った不特定の者の立ち入る議会スペースの消毒等の取組を実施してきた。

4 月 7 日の緊急事態宣言発令以降は、議会災害等対策会議で協議するなど、更なる対策を講じてきたが、5 月 25 日に緊急事態宣言は全面解除に至り、これを受け、県では、感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立を図るため、県対処方針を改正するとともに、県基本方針を改定し、新しい生活様式の定着に向けた取組等を示したところである。

こうした情勢の中、県議会としては、感染防止対策を講じつつ、充実した議会審議を行うため、当面、「5」を除き、8 月 31 日までを目途に、引き続き、次の取組を実施していく。

1 マスクの着用及び傍聴の取扱い

会議（委員会等を含む）においてはマスクを着用する（各自用意）。

ただし、発言中を除き、給水や、熱中症予防等の自己の体調を管理するために必要な場合においては、一時的にマスクを外すことは差し支えない。

また、本会議及び委員会の傍聴に関しては、インターネットによる視聴をお願いする。

2 3 密（密閉・密集・密接）の回避に向けた取組

(1) 換気の徹底

議場その他の議会会議室における密閉空間を避けるため、十分な換気に努める。

(2) 出席者の縮減と柔軟な会議室の使用

本会議及び委員会については、議会審議に支障が生じない範囲で執行機関出席者を縮減する。

本会議への議員の出席について、採決以外の議事については、定足数に留意しつつ、出席議員を半数程度に縮減する。

また、委員会においては、質疑等の議事進行に伴い、本テーブルに座る委員の数を適宜調整する。

(3) 執務スペース等の確保への協力

執行機関に貸し出す委員会室の対象を、全委員会室、議会大会議室及び議会応接室とし、執行機関の過密な執務環境の緩和や感染防止対策用スペースの確保に協力する。

新型コロナウイルス感染症対策本部の運営等、執行機関が感染拡大防止等の対策を講じるにあたり、人的支援の要請があった場合は、可能な限り協力する。

3 県民意見等の聴取と情報発信

新型コロナウイルス感染症に関する県民意見等を聴取するため、専用のメールフォームを引き続き設置する。頂いた意見等は、議会クラウドに保存して議員の閲覧に供し、議会審議に役立てる。

請願書・陳情書は、郵送による提出をお願いする。

また、動画配信を含め、感染拡大防止に関する県議会としての取組を情報発信する。

4 状況を踏まえた議会日程の調整

今後の状況を注視し、議会運営委員会において、必要に応じて議会日程を調整する。

5 委員会の調査等

委員会の県内・県外調査は、第3回定例会前までは、原則として自粛し、事態の推移を見守る。

また、国外に係る県政調査、委員会の海外調査及び議会友好代表団は、今年度は自粛する。

6 その他

状況に応じ、改めて議会災害等対策会議を開催し、県議会としての対応を協議する。